

家庭で地域で 抱きしめて

子どもを見つめる親の愛
親子を見つめる地域の絆
地域に暮らす子どもの未来!
笑顔で抱きしめ育てましょう。

12月4日~10日は人権週間です。



オレンジリボンは、
子ども虐待防止の
シンボルです。

京都府

本来子どもを守るべき親や親に代わる保護者によって、子どもの生命が失われるなどの痛ましい児童虐待事案が増加しています。中には、子育てに悩む親・保護者が誰にも相談できず地域で孤立していたケースや、周囲の人が虐待のシグナルに気づいていたにもかかわらず、その情報が児童相談所に伝わらなかったケースもあります。

近所の皆さんが子育て中の親・保護者や周囲の子どもたちをみんなで見守り、虐待の兆候に気づいた場合には、ためらわずに行動しましょう。



「虐待かな…」と思ったら、
「間違いかも」とためらわず
お電話ください。

- 匿名でもかまいません。あなたの秘密は守られます。
- 児童虐待の通告は、すべての国民に法律により義務づけられています。
- あなたの勇気で、子どもも保護者も救われます。



「つらいのは私ばかり」
「私はダメな親」と一人で
悩まず相談してください。

- 育児や子育ての不安を一人で抱え込まないで。
- 悩んでいるのは、あなただけではありません。
- 勇気を出して一歩を踏み出しましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル
0570-064-000

※お住まいの地域の児童相談所に電話がかかります。※PHS や一部のIP 電話からはつながりません。



京都府健康福祉部家庭支援課

☎ 075-414-4589 ☎ 075-414-4586

🌐 <http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/>

児童ポルノの被害から児童を守るための条例を制定しました

児童ポルノは子どもたちの権利を侵害するものです。
府民みんなで児童ポルノを持たない、持たせないようにしましょう!

◆規制は平成24年1月1日から(漫画やアニメは対象外)

18歳未満の児童ポルノの所持・保管 〔「正当な理由」がある場合以外〕	うち18歳未満の児童の性交等や全裸・性器等が写ったものの所持・保管	うち13歳未満の児童の性交等が写ったものの有償取得	児童ポルノ以外の18歳未満の児童に係るわいせつ行為が写ったものの所持等
禁止	廃棄命令等	罰則付き禁止	努力義務

●被害児童等に対する心の支援等に関する相談は下記まで
相談先 京都府家庭支援総合センター ☎075-531-9900
もしくは 全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

●インターネット上で児童ポルノを発見した場合、下記までご連絡下さい
通報先 インターネット・ホットラインセンター
URL <http://www.internethotline.jp>



京都府府民生活部青少年課

☎ 075-414-4305 ☎ 075-414-4303

🌐 <http://www.pref.kyoto.jp/seisyo/>

人権擁護委員による 特設相談を実施

無料・秘密厳守

毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他、人権上思い悩むことがある場合に気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を実施しています。

地域区分	月 日	開設場所	
京都市・乙訓	12月 8日(木)	京都府庁1号館府民総合案内・相談センター(京都市上京区) 電話:075-414-4235	要予約
山城	12月15日(木)	京都府田辺総合庁舎(京田辺市田辺明田)	予約不要
南丹	1月 5日(木)	京都府亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)	予約不要
中丹	12月 6日(火)	京都府綾部総合庁舎(綾部市川糸町丁)	予約不要
丹後	12月14日(水)	京都府宮津総合庁舎(宮津市宇吉原)	予約不要

※いずれの会場も午後1時~午後4時の開設です。

■京都市消費生活総合センターでも人権特設相談を実施
12月22日(木)午後1時~午後4時 問い合わせ:電話075-661-3755



京都府府民生活部人権啓発推進室

☎ 075-414-4271 ☎ 075-414-4268

🌐 <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>